

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する
特別措置法施行に伴う業務規程施行規則等の一部改正について

平成 2 4 年 3 月 3 0 日
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、業務規程施行規則等の一部改正を行い、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が施行され、平成 2 5 年 1 月から、所得税額に対する 2. 1 % の付加税が課せられることに伴い、当取引所に上場する利付転換社債型新株予約権付社債券等の経過利子の計算において、利子から差し引く税額相当額の変更を行うものです。

以 上